

## 〔百丈清規下〕龜鏡文

桶杓作聲、用水無節、非所以報浴主水頭也。

〔諱話浮世風呂三編下〕おやしきから、去年あたりおいとまをいたへいた歟。但しは不順でりやうちにでも下つてゐる歟。二十四五のぼつとりもの。○中略おはしたのおはつはいはねどしるき部屋がた風俗、おとなりのお娘御をさそひ合せて三人づれ留。桶をひかへて、べんくとの長湯。○下略

## 〔錢湯來歷〕湯屋萬年曆

享和の初頃迄は、客人により、銘々の印をつけし大きな桶を、湯屋へ預け有しが、其頃、兩國邊にて、湯屋の若もの桶を拵へ置、背中を流す人に遣はせる、是を廻し。をけと名づけて、後にをけ無盡はじまる。預り桶は所により、残り有しが、今年間<sub>安政</sub>は大體なし。

〔宇治拾遺物語十五〕今はむかし、天智天皇の御子に大友皇子といふ人ありけり。○中略清見はらの天皇。○天そのときは春宮にておはしましけるが、○中略春宮これを御らんじて、さらでだにおそれおぼしけることなれば、さればこそとていそぎ下種の狩衣袴を著給て、藁沓をはきて宮の人にも玄られず、たゞ一人山を越ってきたざまにおはしけるほどに。○中略美濃國へおはしぬ、この國のすのまたのわたりに舟もなくて立給ひたりけるに、女の大なるふねに布入てあらひけるに、○中略女申けるは見奉るやうたゞにはいませぬ人にこそ、さらばかくし奉らんといひて、湯舟をうつぶしなして、その下にふせたてまつりて、上に布をおほくをきて、水くみかけてあらひるたり。○下略

〔宇治拾遺物語三〕これも今はむかし、法輪院大僧正覺猷といふ人おはしけり、その甥に陸奥前司國俊僧正のもとへ行てまいりてこそ候へといはせければ、たゞいま見參すべし、そなたに玄ば